

第四十八回国会 建設委員會議 録 第十五号

昭和四十年四月七日(水曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 森山 欽司君

理事 正示啓次郎君

理事 三池 信君

理事 岡本 隆一君

理事 逢澤 寛君

理事 稻村左近四郎君

理事 木村 武雄君

理事 砂原 格君

理事 堀内 一雄君

理事 渡辺 榮一君

理事 實川 清之君

理事 稻富 稜人君

理事 玉置 一徳君

理事 建設大臣 小山 長規君

理事 出席政府委員 建設技官 尚 明君

理事 委員外の出席者 専門員 熊本 政晴君

理事 四月六日

理事 委員稻村左近四郎君辭任につき、その補欠として

理事 村上勇君が議長の名で委員に選任された。

理事 同日

理事 委員村上勇君辭任につき、その補欠として稻村

理事 左近四郎君が議長の名で委員に選任された。

理事 同日

理事 委員村上勇君辭任につき、その補欠として稻村

理事 左近四郎君が議長の名で委員に選任された。

理事 同日

理事 委員村上勇君辭任につき、その補欠として稻村

理事 左近四郎君が議長の名で委員に選任された。

理事 同日

理事 委員村上勇君辭任につき、その補欠として稻村

理事 左近四郎君が議長の名で委員に選任された。

理事 同日

理事 委員村上勇君辭任につき、その補欠として稻村

理事 左近四郎君が議長の名で委員に選任された。

理事 同日

地方住宅供給公社法案を議題とし、審査を進めます。

前会に引き続き、質疑を続行いたします。西宮弘君。

○西宮委員 最初にお尋ねいたしますが、四十年度の予算編成にあたって、各省でそれぞれいろいろな、住宅についての構想を持っておったようです。それは新聞等で私は承知をいたしておりますが、建設省をはじめとして、あるいは大蔵省、厚生省、労働省等がそれぞれ計画を持っておったわけでは、政府の責任官庁というものは建設省だと思ふのでありますが、その点は、全体の中ではどういうふうになっていきますか。

○小山國務大臣 私が予算のときに考えましたことは、建設省が住宅の所管省なのでありますから、最初は資金もこちらのほうに、たとえば厚生省の厚生年金というふうなものも住宅公団あるいは住宅公庫に使えるようにしたい、こういう考え方を持っておったわけなんです。それで内部的にもいろいろやってみました。実際問題として、厚生年金でつくる住宅と、われわれのほうでつくる住宅とは場所も違ふし、使用目的も違ふというふうなことから、とうとうその問題は解決を見ないままにいままでおるわけでありました。ただわれわれのほうとしては、たとえば住宅の規模とか戸数については、事務当局間で十分打合をせしめて、政府施策住宅でありますから、これだけのものはぜひ確保したいということで、規模と戸数を打ち合わせをしながらやっております。こういう現状であります。

○西宮委員 いま大臣も言われましたように、たとえば厚生年金の還元融資ですね、こういうやつを住宅金融公庫に投入するということによって、一元化というようにすることが相当できる。特に厚生

年金の還元融資については、この間から論議されておるようないろいろな問題もあるわけです。ですから、そういう点からいっても、これを一本にして住宅金融公庫へ一元化するということが、日本全体の住宅政策を進めるといふ点からいって非常に——たとえばこの前論議をされた論議を聞いておりましたも、いわゆる金融住宅に対する考え方、こういう点で建設大臣が答えておられることと、たとえば厚生省の係り官が言っておられることとは、いわば矛盾をしておるわけですね。そういうことがそこで解決をされるし、私はぜひともそういうふうにするべきではないかというふうにお話があるのですが、いまこの間の経過についてはお話がありました。今後の見通しとしてはどうですか。

〔委員長退席、廣瀬委員長代理着席〕
○小山國務大臣 この問題は、この間もお答えいたしましたと思いますが、やはり住宅の基本政策に関する何か法律を、基本法とも称すべきものをつくる際には、そういうふうな問題も含めて、どうしても一元化の方向に持っていく必要がある、こう考えておりました。これは自民党にも住宅問題の調査会などがありますから、そういうところと相談をし、また、おそらく社会党さんのほうにもそういうものがありましようから、そういう方々の御意見を聞いて、ぜひそういう方向に持っていきたい、これが私の念願であります。

○西宮委員 私は、ぜひともそういうふうにしてもらひまして、いま一番大きな政策、ことにこの前の大臣の最初の方針説明によりますと、いわゆる社会開発の中の重点施策だということをお話しておるわけですから、そういう点からいって、それを強力に推進するために、ぜひともうあつてほしいということを、私も非常に念願をするわけです。大臣は、住宅基本法でもつく

ありますが、いわゆる住宅基本法をつくる可能性なり見通しなり、そういう点はどうですか。

○小山國務大臣 私どもの念願としては、来年度の予算要求までにそういう問題をぜひ煮詰めたい、こう考えておるわけでありました。

○西宮委員 それでは、いま大臣は、来年度の予算編成までにはぜひそれを具体化した、ものにしたというお話でありますから、しかもそれは、私の念願としてはいいことでありますから、むろん現段階においてはそれだけだと思ふのでありますが、しかしそれが単なる念願に終わらないように、ぜひともそうしてもらいたい。これは来年度のいまごろ、その実態を見まして、もしそのとおりになっておらなかったら大いに議論をしながらやらぬと思うのですが、ぜひ来年までにはそれをものにしてもらいたいことを、切に要望したいと思つてます。たとえば、今度大臣の説明にもありましたように、確かに、住宅問題に政府全体として相当に力を入れているということは、われわれもいろいろな面からうかがい知ることが出来るわけでありまして、そういう点ではよろしいと思う。そのいわゆる住宅問題に取り組む姿勢としてはよろしいと思うのでありますが、そうであるとするれば、相当これを裏づけをしていかなければならぬ。たとえばこの前、私は住宅金融公庫の貸し出しのワケで局長にお尋ねをしたのですが、従来の個人の持ち家住宅、それを減らして、今度いわゆる分譲住宅に重点を置く、そういうふうな政府の政策をきめたんだという意味の答弁がありましたけれども、これは要するに、政府の大方針として、そういうことをとっておるわけですか。

○尚政府委員 いまの公庫の個人の融資ワケを今回若干減らしました。その理由は、一番根本的には、財政的な都合によりまして、分譲住宅をふやすために、ある程度個人のほうから資金を回した

○森山委員長 これより会議を開きます。

というふうなことが一番基本の問題でございますが、一方そういった理由の一つといたしまして、最近、個人融資を受けましても、土地の取得につきましても、特に大都市周辺におきましては、それが困難な事情にありますために、公庫の個人融資の実績を見ましても、大都市周辺ではその借り手が減りまして、地方都市のほうが多く借り手が出ていて、端的に申しまして、これを特に減らしてしまふと、やはり個人の好みに応じて住宅を建設し得るということが一つの目的でありますし、それが地方都市等においては可能なのでございますから、それ自体を助成していくということは、いまなおその方針はとっているわけでございますが、大都市のほうが、持ち家を持ちたいときには、やはり計画的な土地開発と、その上に住宅を乗せて分譲を確保することのほうがより容易に住宅が取得できる、そういう事情がありまして、先ほどの資金の都合等を勘案して、若干減らして、そのかわり分譲住宅のほうを非常に多くするというところでございまして、政府の根本方針というほど強い意味を持って、個人住宅を今後減らすのだという態度ではなく、やはりまた資金の都合がつけば、個人そのものとしても、それらの利用者の状況を見て、ふやしていければふやしていきたい、そういうふうに考えております。

○西宮委員 そういふ理由であるとすれば、たとえば大都会周辺と地方都市ではだいぶ違いがあるというお話であります。それは、個人のこれから配分する分については、地方重点に配分する、これは公庫の方針になりましようけれども、指導する役所の側としても、そういう指導をするわけですか。

○尚政府委員 個人の融資のいたし方は、いまのやり方は、要望をとりまして、すなわち申し込みをとりまして、それに対して、公庫の用意した予算がかりに三分の一であるとすれば、全国一律に三分の一の当選率で当てるというやり方をいたし

ております。その申し込みの事情自体が、最近は大都市からは出なくなつて、大都市の分は減りつゝ、そして地方都市のほうに多くございますので、実情として、地方都市のほうへ多く個人融資が利用されるという形になるわけでございます。

○西宮委員 その問題は、あとでもう一べん繰り返したいと思つております。

その次にお尋ねしたいのは、これは大臣にお尋ねしたいのですが、今度こういう法律を設けて、いわゆる供給公社なるものを政府の指導監督のもとにつくらせる、ということになったわけですが、従来地方に住宅協会とか住宅公社とか称するものが任意につくられておつた、あれをてこ入れをしていく。もしたとえば金が足りないというならば、金の面でバックアップするというようなやり方で済んだのではないかと思つております。特に今回法律を設けて、これを一本化したという理由はどこにあるわけですか。

○小山国務大臣 今度の法律案にも書いてありますように、積み立て制度をつくつたわけでありまして、この積み立て制度とすることは預かり金であります。この預かり金の運用、保管ということについては、預け主の信頼感がなければなりませんし、そののみならず、それが確実に運用され、預け主の損失にならないような運営をする必要がありま。そういう意味で、法律的にきびしく法制を定める。また同時に、一方においては、土地の取得などについては強権の発動ができるような措置を講ずる、こういうことで、集団住宅を安く提供できるようにしたい、こういうことで、この法律をつくつたわけでありまして、同時に、現在あります、住宅協会とか供給公社というような地方団体が出資をしているものがありますので、これとダブルのようにしたいという配慮を加えまして、これらの住宅協会や住宅公社は、この地方住宅供給公社に組織がえができるようにする必要がありま。

○西宮委員 そうしますと、一番端的な新制度をつくつた理由、あるいはその効果といひますか、それは預け金、いわゆる積み立て金を預かることができるという点にあるわけですか。

○小山国務大臣 法律制度としては、そこが新しい制度なのであります。

○西宮委員 私は、もちろんそれが決して悪いわけではない、大いにけっこうだと思つていますが、従来のいふ、こういう家を建てる場合には、自分の頭金というふうな形で自己資金をまず出すというところが、当然必要とされておつたわけですが、それから、従来でも、家を建てるという人がそういう若干の金をまず用意する、それから始めるというところが行なわれておつたんで、必ずしもこの団体だけが金を預かるという必要はないんじゃないか。それは幾らでも預かつていた金を提供して、あとはこつちのほうから貸してもらうというやり方で家が十分建つんだ。私は、それだけでこの法律をつくる必要はないんじゃないかと思つて、

○小山国務大臣 住宅供給公社をつくりま。ゆえんは、何度も申し上げますように、現在のような土地の事情などからいいますと、土地を入手するということとは、一人一人ではなかなかむずかしい、ことに都市周辺においては、それから、一人一人ですりま。と、どうしても単価が高くなる。そこで、集団住宅をつくつて、環境のよい場所に安い住宅を供給する必要があるというふうなことから、こういう措置を考えたわけでありまして、同時に、めいめい積み立てをするということ、この制度がなくてもできるわけでありま。けれども、やはり一定の目標を与えて、この公社に加入して積み立てをすることができれば、その積

み立てが終わつたときには、必ず公庫が八〇%近い融資をして、そして住宅の供給を受けられる、こういう希望を与える制度をつくりま。と、積み立てをする人も希望を持って積み立てをすることができるとある。でありますから、そういう希望を持って積み立てができるような制度をつくりたい、そういう趣旨から、この法制を組み立てたわけなのであります。

○西宮委員 つまり、それと引きかえに中央の統制が厳しくなるといふ点に問題があると思つて、たとえば、ほんの一、二の例をあげましても、今度の新しい法律の二十四条とか二十七条とか、ずいぶんいろいろな拘束を受けるんじゃないかという気がするのですが、これは局長でけっこうですが、そういう点についての政府の腹がえというふうなものを聞かしていただきたいと思つて、

○尚政府委員 まず、二十四条等で住宅の建設基準等を定めましたのは、一つは、この公社は勤労者に住宅を供給するものでございまして、前の二十二条にもございまして、勤労者にふさわしい住宅を供給するというのが規定されておりました。それをさらに具体化するものといひます。すなわち、二十四条に規定されておりますように、住宅の建設のしかた、賃貸のしかた、あるいは管理のしかたその他につきまして、ある程度の基準があつて、それに従つて行なうことが適切だといふふうに考えたわけでありま。さらに碎いて申しますと、非常に質の悪い住宅を供給していいというのでは困りますし、また、今日の社会情勢から見ても、あまりにも、ぜいたくな住宅に政府資金を使うということも困るわけでございますので、その範囲をある程度明確にしたいといふふうに考えたわけでございます。さりとていながら、地方公社は、ある程度自主的に計画性を持って、活動をいたさなければならぬわけでございます。私どもは、この基準においては、それほどきつこまごました基準は書かないつもりでございます。例を申しますならば、日本住宅

公団につきましても、その基準につきましても、
おおむね環境のよい便利な家をつくれという程度
の基準なのでありまして、この場合でも、私ども
は、大体そういうような趣旨のもとに、家の面
積なんかの基準にいたしまして、たとえば、こ
れはまだきめてはおりませんけれども、十坪以上
三十坪以内とか、何かそういうふうにして、非常
に幅のある形で、いま申しました精神が達せられ
るよう省令を定めたいというふうに考えておりま
す。

それから、第二十七条に、事業計画及び資金計
画につきまして、設立者である知事の承認を受け
なければならぬことになっております。それから、
そのうち二項におきまして、都道府県知事が
その承認をする場合に、積み立て金に関するこ
ろの住宅につきましては、建設大臣の承認を受け
なければならぬことになっております。このこ
とは一見拘束になっているわけですが、このこ
とを一度逆に見ますと、たとえばこの第二項
で、積み立て分譲にかかる部分につき建設大臣に
対する認可の申請が出た場合は、建設省として
は、その内容を見て、おそれるその内容は、本
年度は、三年後の分について当公団は千戸分の積
み立て者を募集したい、というふうな、募集計画
等を含んだ資金計画、すなわち積み立て金の受け
入れ計画等が入ってくるわけですが、これを建設
大臣は受けまして、全国のその様子を見ま
して、この法文には入っておりませんが、あら
かじめ財政当局である大蔵省と協議をして、あ
の公団に千戸募集させてよろしいかどうか、そうし
て、それを全国的に見て、三年後の分は合計する
と、全部でたとえば二万何千戸になる、あるいは
三万戸になる、その分の三年後の融資は確保でき
るかというところをあらかじめ相談をしてそれ
によって認可をする。したがって、三年後の分
には、法制的には根拠はございませんけれども、
おおむね大蔵省とは協議をつけて認可して、そ
れによって各公団が積み立て者を募集する、した
が、いまして、その募集したものは、その募集の満期

がまわってまいりましていよいよ家を供給するときは、
住宅金融公庫の融資がその戸数分確保できるとい
うふうになっていまして、一見拘束でございませ
うが、これによって保証をするというふうな運用を
いたしたいと考えておるわけでございます。

○西宮委員 技術的にも非常にむずかしい問題だ
と思うのですが、数年後の建設をあらかじめい
まのうちに計画をして、あるいはその見通しを立
てて、国としての予算の配分もきめて、いまのう
ちに募集の認可をしていくというふうなことは、
非常に技術的にも困難なことだと思ふのです。し
たがって、大蔵省とそういう点を先々まで相談し
なくちゃならぬというところは、いま局長の答弁の
とおりだと思ふのですが、大体そういう点では、い
まの予算がいわゆる単年度式になっている今日、
どの程度まで先を見通しての相談ができるわけ
ですか。

○尚政府委員 御指摘のとおり、この制度をつ
くります上で、財政の面からいえば、その問題が
一番重要な問題でございませう。したがって、
私もこの制度を意図いたしましてから一番大
事な問題は、御承知のように、昨年末の予算編成に
あたりまして、大蔵省との折衝の間に、この問題
についてある程度の見通しを持つという話し合
いが、実は一番大きな問題だったわけございま
す。その結果、大蔵省も、建設省のこの住宅供給
方式を始めることにつきまして賛意を表しまし
て、その結果、それでは本年は予算として二万五
千戸、そのうち積み立てにかかわるものは、建設
省としては当年は二万戸を目標にやろうと思つて
おりますが、そういう程度の数で、今後何割か
づつ上げていくということに應じながら、大蔵省も
協力しよう、そういうことになったと、実はこの法
案をつくる一つの手だてができたという経緯が
ございませう。このことは、あとのほうの項に、住宅
金融公庫ができるだけそれに見合う融資をするよ
うにつとめる、という条項も法文の中に入ってい
まして、それらのことも、財政当局と打ち合わせ
の結果、そういう条項を入れたわけございま

す。

○西宮委員 私は、そういうことで、数年先を見
通して、予算も組んで、将来を保証するというこ
とは、たいへんけっこうなことだと思ふのです。
また当然そうなくちゃならぬと思ふのです。ただ
心配するのは、そういうことのために非常に手間
がかかって、そのためにタイムラグを失したり、
そういう心配が多分に出る。つまり日本じゅう全
体がわからなければ、一カ所をきめることはもち
ろんできないわけですから、日本全体の各地の計
画が出てくる、あるいはまた、とにかくそういう
点で非常に困難な作業をしないくちやならぬこと
になるわけですから、そのために、さなきだにい
ろんな手続が困難で、いつでも従来の、たとえば住
宅金融公庫等にしても、手続の複雑さというこ
とが非常に指摘をされて問題になっているわけだ
が、それがなお一そう困難になって、地方で住宅
をつくるというふうなのが時期を失してしまふ懸
念が大いにあると思ふのですが、そういう点に対
する対策はどういうふうなことを考へておりますか。

○尚政府委員 御承知のように、今後の住宅供給
をする上において一番重要なことは、やはり将来
計画を各供給主体がある程度確立し、そのために
まず第一に必要な用地の取得というふうなことを
先行的に行なうことが、今後の住宅供給を確保な
らしめる一番重要な問題でございませう。したが
いまして、先ほど申し述べましたように、将来の計
画を立てさせるということになります。もちろん
その間におきまして、若干手続等が在来よりふえ
るというところは事実でございませうが、しかしなが
ら、それによって各公団は、安心して何年後には
何戸の分譲住宅をつくることを自分の公団によつ
て適切であるということを計画の中に織り込みま
して、また、その計画の承認は、ひいては次に
は、住宅金融公庫から土地の先行取得に対する融
資を行なう、あるいは地方公共団体が、建設大臣
からも認可がきいておるから、それでは土地の先行
取得資金をとりあえず立てかえて地方公団に融資
してあげよう、あるいはもし公団が能力がござい

ますれば、民間の金融機関等から、三年間、土地
取得のための金をあらかじめ借りるとかいうよう
なことをするための根拠もできるわけございま
して、そういう点で、今後の先行土地取得、ある
いは長期の計画を確実にしめるために必要な最
小限度の手続というふうな解しをして、在来より
若干手続はふえたわけでございますが、これを
やって、つまり地方公団が単独で計画したもの
が、知事を経て、建設大臣を経て、大蔵大臣のと
ころまで一通り計画が届いており、それによって
裏づけされながら仕事を行なう、そういうふうな
方式にいたしたいというふうに考えたわけござ
います。

○西宮委員 くだいようですけれども、知事を経
て、建設大臣を経て大蔵大臣へという、そういう
段階を踏んでいくということは、非常に時間と費
して、そのために、地方の実情にも実際の需要に
も合わない、というふうな事態が生ずることを私
は非常におそれて、そのために、その点を繰り返
し強調しておるわけですから、将来を保証する
という点はきわめて必要なことだし、その点はせ
ひともやつてもらわなければならぬことですが、そ
ういう非常に急を要する重要な問題が犠牲にされ
てしまふというふうなことがないよう、その点
ひとつ十分注意をしてやつてもらいたいというこ
とをお願いしておきたいと思ひます。

それからもう一つ局長にお尋ねいたしますが、
住宅政策について政府が出しておる、純然たる政
府の金はいくらになりますか。たとえば政府
施策住宅というふうなものにも、あるいは民間
資金が導入されているわけですか。そうではなし
に、純然たる政府の資金でやっているのですか。

○尚政府委員 先ほど申しつけられました、手続
等についての簡素化につきましては、私もい
ま鋭意研究いたしております。たとえば大蔵省と
の関係等も、総括として三年後の分は大体何戸
でいくという話をきめて、個々の取りきめは建
設省限りでやるというふうなことも大蔵省と話し
合つておるし、できるだけ簡素化するようになつ

とめたいと考えております。そのほかの点につきましても、御注意の点は心してやりたいと思っております。

それから、いまお尋ねの資金の構成でございますが、かりに昭和四十年度の建設省関係住宅資金と申しますと、公営住宅、改良住宅、住宅金融公庫、日本住宅公団、それからこれに防犯街区造成事業が加わっております。全部で二千五百三十三億八千万円が予算総額になっております。そのうち、補助金、これは政府の財政資金でございますが、これが三百六十二億三百万円になっております。それから公庫、公団関係の中が分かれておりますが、そのうち、出資金、これは産投特別会計等から出しておる出資金でございますが、これは四十億でございます。それから政府低利資金、これは預金部資金あるいは簡易保険等から出ている金でございますが、これが千二百四十四億でございます。それから民間資金が五百四十億、それから公庫、公団等が保有する自己資金、これは三百七十七億七千万円でございます。この自己資金は、やはり政府が以前に財政投融資として出したもので、返還金として返ってきているもので、再びこれを使うお金でございます。以上のような構成になっております。

○小山国務大臣 住宅の建設資金の金利は極力安いことが望ましいわけでありまして、でありますから、そういう意味では、たとえ民間資金に依存しましても、その利息を低めるための政府の財政資金、出資であるとかあるいは利息の補給であるとかいうような方法で金利が安くなるような財政手段を講ずるのが望ましいわけなんでありまして、一方において財政資金に限度があると同時に、一方においては、今度は住宅戸数に対する要求が非常に強いあるいは質をよくしてほしいという要求が強い、こういうことから、勢いまいのような金利体系になっていくわけですが、希望としては、これを国の出資あるいは利息補給をふやして、そして金と金利が安い方向に持っていきたいとわれわれは念願しておりますが、ただ財政上の各般の状況からいって、いま急にそれを望むことはむずかしい状況にある、というふうに理解をいたしておるわけでありまして。

○西宮委員 今度の供給公社によって建てられる家は、集団住宅というさき大臣の説明でありましたが、これは、いわゆる建ての模様としては、高層建築にするわけですか、全部そういうことになるのですか。

○尚政府委員 この法律等にもございます集団住宅というのは、必ずしも鉄筋コンクリートアパートのみを申しているわけではございませんで、私ども実際問題として行ないます場合に、大都市周辺においては、土地利用を効率をよくするため、なるべく鉄筋コンクリートアパートにします。地方都市等におきましては、在来のように、木造住宅の集団住宅も建設するという予定にいたしております。集団と申しますのは、排水、下水、道路等につきまして、資金の効率もよく、かつ環境もよく、そして町づくりの一環としてつくりますには、やはり集団的な、環境のいい、配列を持った分譲住宅が適切だと思ひまして、集団住宅というふうにいたしているわけでございます。

○西宮委員 その場合の家賃の取り方はどういふふうにしますか。その集団ごとコストを計算し

ていくのですか。

○尚政府委員 これは、集団住宅をつくりまして、これを分譲するときには割賦代金をきめる方式は、在来ともやっておりますが、それを簡単に御説明申し上げますと、建築費用につきましては、たとえ同じ木造の住宅にしましても、百戸つくりますと、大、中、小いろいろござっております。この場合に、これを面積あるいは仕上り等の差によつて案分いたしてまいって、すなわち、面積が多いのは高く、少ないものは安くなる。

〔廣瀬委員長代理退席、委員長着席〕

それから宅地その他も、たとえば木造住宅の場合には庭がつきますので、その占用する面積がまた比例により、それからその建てられます場所が表の便利などところにある宅地と、ずっと奥のほうになつていくのに、段階をつけるというふうなこともいたします。そのほか、共通の下水施設とか、排水施設とか、そういうものはその家の面積あるいは価格、そういうものから割り出しまして、案分しておののけに割りつけてきめる、そういう方式をとる予定でございます。

○西宮委員 私のお尋ねしたいのは、たとえばそういう、あらゆる意味で非常に条件がいいところが高くなるというのはやむを得ないと思うのだけれども、そうではないに、たとえば土地を取得するときの実際上の取引とか、いろいろそういう問題のために、甲の集団と乙の集団と非常に違いが出てくるというようなことがあり得ると思うのですが、そういうときにでも、それは甲と乙とそれぞれ別個の家賃を払わなければならぬのか、あるいは、そういうのが一つの住宅供給公社という会計の中でやられるのですから、そういうのはグループで計算されるのか、私の質問の要点は、そういうことなんです。

○尚政府委員 それは先生御指摘のように、特に鉄筋コンクリートなどをつくりますと、相隣った団地の場合に、片一方の団地はたまたま地盤が悪いために非常に基礎の工事費がかかる、というよ

うな事例がいままでございました。そういうような場合は、先生御指摘になりましたように、社会的な利用のほうから見て、地下に埋まったくい等は、利用者にってはほとんど関係がないことでございますので、プール方式をとるといふようなことをやっております。しかしながら、このプール方式をとります範囲は、やはりAの団地、Bの団地、Cの団地の価格がほぼ推定できる、すなわち、ほとんど同時に近く完成するようなもの同士でないといふか、という点が事務技術上でございます。そういうことの推定できる限りにおいては、いまおっしゃられましたような不公平な事実が起きないように、これはせつかく公社としてある程度の企業性を持つておるわけでございますので、そういうプール等を行なわして、社会的にもいふゆる公平な感じにいたしたいというふうに考えております。

○西宮委員 これは大臣にお尋ねしたいのですが、非常に根本的な問題になるわけですが、なかなか一べんに私が希望するような方向にはいかないかもしれません、いま局長の言われた社会的な公平という問題であります、それはおののけの収入に応じて家賃を支払う、そういうことが考えられないかということでございます。これはいまのまま、こういう自由主義経済の中で、そう簡単にはできないと思ひますけれども、私は、家賃などというものは、これはほんとうに——うちに住むということとはわれわれの生活の最低条件なんでありまして、そういう意味からすると、家賃の取り方というものは、収入に応じて、そういう考え方でもいいのではないかと気がするのですが、その点はどうですか。

○小山国務大臣 もの考え方としては、私はそれが望ましい方向だと思ひますが、たとえば現在入居しておる人の給料が上がつた場合に、家賃を上げることを簡単に承知するという社会情勢に、現在のところありません。ですから、いまおっしゃったような方式をとるとすれば、すでに入居しておる人も、給料が上がり、所得がふ

えれば当然その家賃の値上げに應ずるという習慣といひますか、そういう契約を履行できるだけの体制がないと、言うべくしてむずかしい問題だと思ひます。

○西宮委員 私、実は昨年の夏ソ連を見て、そもそも国情が根本的に違ふわけですから、むろんそれをこつちでそのまままねるといふことは不可能ではあると思ひますけれども、しかし住宅を供給するのはあくまでも国の責任で、一切がっさい国がやっているわけですから、したがって、家賃も全部収入にスライドするという一本やりをやっているわけですね。ヨーロッパの他の国にも、そういう例があるといふふうに聞いておりますけれども、詳しいことは私は承知しませんが、私は、公の施策としてやっていく住宅については、そういう方向で、これからいろいろ検討していくことが望ましいと思ひます。私は、少なくともそういう方向で、政府の施策を考えてもらいたいというのを希望するにとどめざるを得ないと思ふ。つまり、日本の国情でソ連と同じことは実施できると思ひませんけれども、そういう方向でいってほしいといふことを希望するにとどめざるを得ないと思ふのですが、基本的な考え方として、いかがですか。

○小山国務大臣 私どもも、公営住宅について、収入が上った人は上っただけ費用を払ってほしい、といふふうなものの考え方をしたいと思つておるのですけれども、すでに公営住宅の基準を定めることにすれば、非常に強い反対があることは御承知のとおりだと思ひますが、少なくとも公営住宅については、そういう方向に持っていきたい、こう思つておるのであります。

○西宮委員 それでは、次に別な問題をもう一つお尋ねをしたいのですが、いわゆる安い住宅を供給するといふために、いろいろな施策が必要だと思ひます。建設資材の量産化といひますか、そういう問題ですね。これについて、政府としてはどういふふうにお考えですか。

○尚政府委員 御承知のように、昨年から建設省

の重点施策の一つに、建設の合理化ということをおぼえておりました、お尋ねのように、在来工法に従つて住宅等の建設をいたしてまいりますと、資材も非常にロスが多く、また労務も非常にたくさんを要するといふことで、実は御承知のように、三十五年、三十六年に設備投資の過熱がございまして、あの際、建設費が一番いろいろ節約されております公共関係の住宅につきましては、建設業者も容易にこれを落札しないという現象が起きまして、それ以来、私どもは鋭意これらの合理化につとめております。端的に申しますと、プレハブ住宅の建設を推進をいたしておるわけでございます。その結果、ただいままでも、たとえば公営住宅は本年六万五千戸の建設を予定しておりますが、そのうちの一万三千戸はプレハブ方式でつくる予定でございます。このプレハブ方式は、平家の連続住宅と二階建ての連続住宅で、ほとんどその九割までは、コンクリートの板を組み立て、内部を木製のパネルでつくりましますプレハブ住宅でございます。一部は軽量鉄骨を使って建てましますのを含んでおります。なお住宅金融公庫におきましても、分譲住宅あるいは個人融資の際に、プレハブ住宅につきましては、あらかじめ住宅金融公庫でその品物を認定いたしまして、その場合は設計審査を省く、すなわち何社のA型プレハブといへば、もうそれで設計審査は通つたことにしておくといふことで、推進をいたしております。また一方、将来を考へまして、四階建てあるいは五階建ての鉄筋コンクリートのアパートを、先ほど御指摘がありましたような、ソビエトあるいはフランス等のやつておるのに準じて、わが国でもプレハブ化せねばならぬと考へまして、約三年前に、日本住宅公団に量産試験所をつくりまして、そこで鋭意中層アパート、すなわち四、五階建てのアパートのプレハブ化を志しておりまして、近くた

めしに五百戸程度の団地を全部プレハブで建設することを、公団をして試みさせる予定にしております。これを研究いたしまして、在来工法よりコストその他の点ですぐれておりますれば、その知識をさらに公営住宅等にも応用してまいりたい、

は、まさにコストは在来のブロックを積み立ててまいりますのよりも下がりました。これは、たとえば三十九年度の実績で申しますと、東京都でプレハブの二階建てをやつておるのでございまして、これは坪当たり五万四千五百円でござい

ますが、これは坪当たり五万四千五百円でござい

ますが、これは坪当たり五万四千五百円でござい

ますが、これは坪当たり五万四千五百円でござい

ますが、これは坪当たり五万四千五百円でござい

ますが、これは坪当たり五万四千五百円でござい

ますが、これは坪当たり五万四千五百円でござい

ますが、これは坪当たり五万四千五百円でござい

ますが、これは坪当たり五万四千五百円でござい

ますが、これは坪当たり五万四千五百円でござい

ますが、これは坪当たり五万四千五百円でござい

ますが、これは坪当たり五万四千五百円でござい

ますが、これは坪当たり五万四千五百円でござい

式による金融方式でいきましてもなかなか利用で

社長なり、その他の重役とか、いろいろなお役人

に考えまして、したがひまして、この法律の中で

庫の融資を受けて住宅の建設等を行なつて、直接

的には地方公共団体、及び、融資を通じて、公庫の監督を受けていたわけでございます。しかしながら、今回積み立て方式による分譲住宅を、この供給主体として、積み立て分譲の実施事務を新たに設けて、この公社を利用してその業務をやらせようということになりますと、まず預かり金業務を行なうこととございます。これは住宅に困窮する方からお金を預かるということでございます。非常な責任の重大な仕事でございます。借りに預かりまして一定額に達した者には必ず供給して、この法律の目的とする勤労者が、自分の負担に応じて数年間積み立てて、家を取得するという計画的な生活設計ができるようにするための一番重要な二点でございます。したがって、これを確実にするために、まず一つは、積み立て金そのものが適正に運用され、また、これに積み立てる一般の方々も、あそこならばいいだろう、積み立てて満期になったら家をもらえ、という信用力の付与が必要でございます。それからもう一つは、そういう民法三十四条の法人程度では、解散その他が容易にできます。そういうことでは長期の安定性がございませぬので、いまの問題にもまだ不安感が伴います。それからまた家に供給するにあたりましては、主として住宅金融公庫から多額の融資をいたさなければなりません。したがって、先ほど来申し上げましたように、その融資を、国がある程度計画的に先の見込みを立ててやるということも必要になってまいります。また、その建設能力も確保しなければならぬということになります。以上のような要求は、在来の民法法人だけでは満たされませんので、そこで今回新たに特別法によりまして、特別法人としてつくり、そうして監督をするのと、将来の融資等についてある程度の保証を与えて、住宅困窮者が、積み立て方式によって、確実に家が取得できるということを仕組みたわけでありまして、それからまた、そういうふうな設立その他の監督権限が、知事及び建設大臣によって、十分特別法

でもって規定されることによりまして、この公社が在来持っておりませんでした土地の取用権、新住宅市街地開発事業の事業主体になる権限、あるいは地方税及び国税における諸税の減免というような措置を、いまの監督強化等に伴いまして、つまりこの法人がきわめてしっかりした法人であるという素地を法律上つくりまして、いま申しましたような、今度積極的に事業をやるほうにプラスになります諸種の権限を与える、その必要があったということ、この法律案を出したわけでございます。

○實川委員 実は私は千葉の住宅協会へ行つて聞いてみたのですが、千葉は全国の大手のうちに入っているそうです。職員も百六十人くらいと言っております。そこで既存の住宅協会の当事者の意見なんか聞くと、税法上の問題と土地収用法が適用できるという点は確かにいけれども、逆に、建設省からこまかい点まで一々いちやもんをつけられて、かえって仕事がやりにくくなるのではないかと、それからまた、予算の関係等、いままで非常に事業を活動にやっておった協会あるいは公社等では、いままでよりもかえって仕事がやりにくくなるのではないかと、それから、地方の特殊性というものが一般化されて押えられてくるのではないかと、そういうような点で、必ずしもこの公社についてはあまり賛成はできない、というようなことを言っておりまして、それらについての建設省のお考えはどうですか。

○尚政府委員 確かに、この公社法案の素案をつくっております段階におきましては、私どもの説明が不十分であった点もございまして、いろいろな点で特にいまのお話にございまして、いろいろの税、土地収用権等において権限を付与されることはありがたいが、監督を受けることにおいて、在来の民法法人で持っておりまして企業性が失われることになるほど建設省の監督が強くなるようなならば、かえって活動がしにくくなるというところが、公社の当事者等の意見の中にございまして、それは大体昨年の暮れごろに話ござい

まして、その後私どもは鋭意その説明につとめまして、そうしてある程度の、必要以上にそういう監督をするつもりは毛頭ないのだということもよくわかってもらいまして、そのことは法文の中の、たとえば監督権のところ等でも、私どもはそういう点の誤解のないように配慮しまして、第一次の監督は知事にあることとしたして、第一、その知事が怠ったときに、初めて建設大臣が監督に乗り出すというふうな仕組みにして、したがって、在来どおり事故なく行なっているならば、建設大臣の出番というのはなくて、むしろ建設大臣の出番は、積み立て方式の資金積み立て計画のときに将来保証する認可を行なう。これはことばの上では認可ですけれども、逆に、認可するということとは、将来何千戸分かくれるという保証に実態はなつてしまふ、そういう形において、建設大臣の出番がある形になっているというふうな点は、私どもは法案の中に配慮いたしてございまして、そういうことがわかりました。それで、地方の公社の方々はそれでよく了解したということ、初めの疑念は去りました。途中から非常に協力的に、私どもと一緒に案を練っております。いまでも、正直言いますと、さらに実態の、いまの懸念であるいろいろな建設基準とか何かの問題は、これは省令、政令で書かれるわけでございます。その省令、政令を書く場合にも、地方公社の方々と十分協議をして、束縛をしないが、かつ社会的に見て妥当であるという線で、政令及び省令を定めようという約束もいたしております。いまはたいへん協力的で、いずれも組織が之を円滑にやるにはどうやったらいいかというふうなことで、いろいろと相談に参つておるのが今日の実情です。確かに御指摘のように、初めはそういう問題が若干ございまして。

○實川委員 なお、この地方公社——千葉県の例ばかり引いて申しわけございませんが、千葉県では二つか三つあるはずですが、詳しく私は存じませんが、それが全部今度の地方供給公社に、二カ年内に組織がえをしなければならぬのかどうか。あえてしたくなければ、従来のままで継続してやればいいのかどうか。

○尚政府委員 これに組織がえをするかどうかということは、地方の自主性に、法律の上ではまかせてあります。行政指導をいたしましては、この二十一一条の「業務」に書いてあります。この範囲の仕事をやっておられる公社は、できるだけ組織変更して住宅供給の主体になつてもらいたいというふうな、行政指導をするつもりでございます。しかしながら、御承知のように、地方の公社の中には、この業務の範囲以外の、たとえば工業用地の造成をもつておられる公社、あるいは観光事業をもつておられる公社、あるいは、この法の外にございまして、組織変更の必要はない、またすることが当然として出てまいりませんので、そういうものは並列いたします。しかし住宅に關して、たとえば土地と建物と分かれて公社があったというふうな場合は、この際一緒に考えていただくことが便利ではないかというふうに考えております。

○實川委員 法律上は、必ずしも組織変更しなればならないという規定はないけれども、行政指導でそういうふうな規定はいいかということになるようですが、その場合、従来のままでやっていると、住宅建設その他宅地の造成をするという場合に、公庫資金は、従来と同じような条件で、同じように流すのかどうか。

○尚政府委員 この公社の組織がえをすることがぜひ必要なのは、端的に申しまして、積み立て方式による分譲住宅事業をやるときには、どうしてもこの法律でやっていただかなければなりません。したがって、積み立て方式で住宅供給をする必要のないような、地方の府県等在来どおりの民法法人でやるところに對しては、この積み立て方式分譲住宅以外の住宅建設、すなわち賃貸住宅の建設とか、あるいは宅地造成事業、あるいは分譲住宅にいたしましても積み立て方式を伴わない分譲住宅、こういうものをもつ

ばらやろうとする地方の既存の公社は、もし組織変更までしてこれをやりたくないというならば、それはそれで認めて、在来の住宅金融公庫の融資は引き続き行ないたいというふうに考えております。

○實川委員 念のためちょっと伺っておきたいのですが、全国で、いまこの公社、協会は、名称はいろいろあると思いますが、大体どのくらいありますか。

○尚政府委員 六十二ございます。

○實川委員 先ほど申し上げましたように、供給公社をつくりまして、あまり住宅事情は変わらないのではないか、むしろ場所によりまして、従来事業を発売にやっておったようなところでは、若干後退するのではないか、という懸念さえ持たれるわけですが、そういう点については、ひとつそういうことがないようにお考えをいただきたいと思ひます。

なお、住宅問題につきまして、先ほど西宮さんも、ソビエトの例が何かでお話があったようですが、私も昨年の夏北朝鮮へ参りまして、住宅が非常に足りずに仕送られていたのをまのあたり見たわけでありまして、御案内のように、北朝鮮は、昭和二十七年までいわゆる朝鮮戦争をやっております。戦後十二、三年程度で住宅関係はほとんど、一〇〇%とはまだ言えないようでした。が、大体復興ができて上がっております。都市におきましても、農村におきましても、新しい住宅ができてまして、国民に住宅の不安は持たせなくて済む段階に至っております。家賃等の点につきましても、日本と比較いたしますと非常に安くて、何十分の一というふうな、ただみだいな家賃で入っておるといふような状態でございます。もちろん国柄が違いますから、北朝鮮の行き方を直ちに日本でとるといふわけにはまいらないかと思ひますが、ただ日本の場合、せんだつても、私、大臣の御説明に対する質問で申しましたが、日本の住宅事情が極度に悪化した最大の理由は、何と申しましても戦争の結果であります。したがって、その

戦争の結果、住宅事情が非常に荒廃し、悪化した。それを建て直すのが、私はやはり国の責任ではないかと思ひます。もちろん、終戦時四百五十万といわれた不足戸数が、現在百万あるいは二百万といわれておりますが、そこまでこぎつめたわけでありまして、その間の御努力につきましては感謝いたします。でございますけれども、ただ、その中には政府が直接手を下して住宅復興をやった部分と、民間が自力でやって復興した部分と、その比重は、民間自体の建設のほうが非常に多いわけでございます。しかも、政府で建てた住宅については、必ずしも、朝鮮などの事情から考えましても、家賃等の点においてあまり安くはないし、日本の住宅政策が、どうも企業的にそろばんをとり過ぎていないか。したがって、入る住民が家賃その他の面で困っているんじゃないか。あるいはまた一定の低所得者についてはほとんど見放されたような状態になっておるし、こういう点について、やはり国としては、その根源にさかのぼって、何が今日の住宅事情をつくったかという点をお考えになって、もっと抜本的に住宅問題を政府みずからの責任において解決する、というような御決意が私は必要ではないかと思ひます。たとえば、住宅公団に関する一切の経費は国がまかるが、あるいは宅地の造成等についても、国が責任を持ってこれを解決する、ほんとうに安い金で、一般の庶民が住宅に入る、住宅を持てる、というふうな形に、政府が本腰を入れ、この住宅問題というものを考える必要があるのではないかと。従来の国の政策の中で、住宅問題というものは、相当力を入れておられることがわかりますが、まだ本格的に住宅というものが取り上げられていない、どうも片手間でやっておられるような印象を受けるわけです。したがって、国はもっと——現在特に、一番住宅事情で困っているのは、私は低所得階層の人たちが一番住宅に困っているのだらうと思ひます。もちろん、公共住宅その他若干のことはされておりますが、決して満足な状態ではないし、むしろ、何と

か自力でやれる階層に対しては、比較的住宅が供給されておる。これはさき言った、政府の採算主義というか、そういうような点から、元を取らなくちゃならない、損をしてはならないというふうな計算づくの考え方の基礎に立つ住宅政策だから、金を貸して、回収のつくもの、あるいはかかった金は取れるものというふうな考えで住宅をお建てになり、政策を進められる。したがって、一定の線以上の所得のある人たちに對しては、住宅はある程度緩和されてきております。しかし、どうにもならないそれ以下の階層の人については、いまのような政府の採算主義というか、まあ金もうけをしようと考えておるわけじゃないでしようが、従来の行き方では、今後いつまでたっても、この一定の線以下の低所得者に対しては、住宅を供給できないんじゃないか。やはりここまでは緩和しておると思ひますが、今後政府が一番住宅政策の力点を置くべき点は、一定の線以下の低所得者に対する住宅問題を解決する。そのためには、政府はある程度自腹を切る決意がなければ、私は解決できないんじゃないかと思ひます。そういう点について、大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○小山國務大臣 共產主義の國と違ひまして、日本の場合には、個人の財産を認め、そして個人の自由な企業を認める、こういう経済なり政治の仕組みになっておるわけでありまして、ちょうどILOが、住宅をやらなくて、できるだけ持ち家にやれと言っておるのは、同じ趣旨のことでありまして、つまり、家でもって国民を縛っちゃいかぬというところが、その趣旨だろふ思ひますけれども、そのように、元来は日本のような国柄では、自分の家を持つことが一番望ましいというふうな考え方で行進すべきであらうと思ひます。

〔委員長退席、廣瀬委員長代理着席〕
ただ、自分のうちを持とうとしても、なかなか一挙にそこまでいきませんので、そこで自分のうちを持たない人には、それぞれ賃貸住宅という

ことになるわけでありまして、その賃貸も、自由なる企業のもとにおいては、民間がそれぞれ自分で企画をして、そして賃貸住宅をつくるという状態が戦前あったのでありますけれども、戦後は、その点が、民間にも力がありまじせんし、また木材価格あるいは労働賃金その他がバランスを失って上がったというふうな実態もありまして、安い賃貸住宅が入手しにくくなつてきてしまつた。ここに政府は着目しまして、住宅公団あるいは公庫の資金をもつて賃貸住宅をやる、あるいは財政資金をもつて公営住宅という政策をとつてきておるわけでありまして、いまおっしゃいますように、住宅に困窮しているのは、所得別に見ますと所得の低い階層が一番困つておるわけでありまして、その中でこれらの人には、政府のいわゆる財政資金で、国民から納められました税金で、これを建てて、しかもそれは非常に長い年月の間にその建物が償却されればよろしいという計算のもとに、安い家賃をきめておる。一方、それよりも所得の幾らか高い人の中には、多少高い家賃も払えるような人の中には、住宅公団によって供給している、こういう方策をとつております。したがって、一体どこに重点を置くのかといへば、むしろ一番困つておる人たちのために重点を置くわけでありまして、公営住宅におる人でも、中にはもっと所得の多い人もおるわけでありまして、公団住宅に移つてもらう。あるいは公団住宅におる人は、今度は自分の家を所有してもらつて、そつちに移つてもらう、あるいはそうすることのほうを望ましい、こういうことがありますのでそこで住宅政策に對しましては、持ち家もこれを奨励する、あるいは公団住宅のようなものもたくさんつくつていく、あるいは公営住宅のようなものをさらに一そうよけいくつていくというふうな、バランスを考えながらやつていく必要があると思ひます。そうしますれば、自然に、所得が上がるに従つて、ある人は公団住宅から出て、自分の持ち家に住むであります。もうすれば公団住宅があいてきます。また公営住宅

の方があるいは公団住宅に移っていくてありましよう。そうすると、そこに公営住宅の供給余力が出てくる。一方において、毎年毎年予算に従って、公営住宅、公団住宅をふやしていく、こういうふうな方式をとれば、少なくともわれわれが目標とする、昭和四十五年までの間には一世帯一住宅が実現できる、こういう確信のもとに、それぞれ政策を進めておるわけでありますので、そういうふうに御了承願いたいと思います。

○貴川委員 それは夢みたいなお話で、たとえば公共住宅に入っている人が、収入が多くなったら今度は公団住宅、公団住宅の人が持ち家というふうなうまいわけにいかないのではないですか。現在でも、収入が上がれば報告する義務があつて、上がれば、また家賃もそれにスライドして若干上げるというふうなことになる、なかなかに出ないというふうなことで、むしろ困つておられるのは当局者じゃないかと思うのです。したがって実際問題として、そういう方式で、住宅問題について今後十年間に一世帯一住宅というふうなことを考えることは、おそらくこれは全然ナンセンスだろふと思います。そういうことに期待をかけ、そういうふうな方式で住宅問題を解決されるということは、政府の責任回避以外の何ものでもないし、そういうことじゃないと思ひます。したがって、現在、今後十年間野放しにして、その結果でございまして、それじゃこれからやりましようというふうなことで、全然責任のない、単なる逃げ口上でございまして、そういうことは現実でございまして、そういうこととに期待をかけた一世帯一住宅というのではなしに、やはりこの際、どうにもならない階層のためには、やはり政府の責任において住宅を与えるという決意が必要だろふと思うのです。あなたは自由主義経済のもとでの家の問題をおっしゃいましたが、先ほども申し上げましたように、日本の住宅事情の悪化というのは、戦争で焼かれたり、あるいはこわされたり、あるいはまた海外引

き揚げ者——海外引き揚げ者も、自由意思で帰ってきたのじゃない、みんな敗戦の結果、外地に永住の覚悟で出た人たちが、やむを得ず引き揚げざるを得ないで引き揚げたわけで、したがってこれも戦争の結果なんですよ。そういうふうなことを考えますれば、これは政府の責任というところで解決してもらふ以外には方法はないのではないかと。たとえば農地補償の問題など政府は考えておられますが、これよりも、私はもっと住宅問題のほうが先決問題じゃないかと思ひます。いま佐藤さんは社会開発というふうなことをおっしゃられておられますが、衣食住が人間生存の一番基本的な条件でございまして、これが満たされなければ、社会開発も何もあつたものじゃないのじゃないか。昔から衣食足つて礼節を知っているんですが、とにかく住宅問題は、人間生存の基本的な条件であつて、これを満たさない社会開発というものはないわけですよ。最近の新聞にも、受験生とその家族が、三疊の部屋に一家族雑居しておつた。勉強するところがないので、戸だに入つて勉強した。ノイローゼになつて自殺をした、というふうな新聞記事がありました。そういうふうな社会悲劇のもと、あるいはまた、現在大きな社会不安の一つになつておられます青少年の非行の問題にいたしましても、あるいはその他のいろいろ社会上的弊害というものが、相当部分私は住宅事情が悪いというところに起因するのではないかと考えております。したがって政府は、この考え方からいふならば、戦争責任をとるといふことも一つ、いま一つは、社会開発といつたようなことを考えます場合にございまして、住宅事情あるいは住宅環境というものに、この際やはり本腰を入れて取り組むべきであるし、またそうしなければならぬのではないかと思ひます。この点について、大臣の御意見を承りたいと思ひます。

○小山国務大臣 先ほど申しましたように、住宅は自分の財産なのでありますから、自分の財産を持つという意味からいふと、やはり賃貸住宅よりも、借家よりも、自分の家に住みたい、これは人間の本来の願望だろふと思うのであります。そういう意味からいひましても、住宅というものは、国、地方公共団体、あるいは企業あるいは個人が、それぞれ自分の責任においてやつていかなければならぬものであると思ひますが、現状では、おっしゃるやうに、終戦後の引き揚げ者の問題、あるいは被災家屋の問題が重なりつて、国なり地方公共団体の任務は非常に重いわけでありまして、そういう意味では、いままでやつてきたのは、国、地方公共団体あるいは企業などが住宅に力を入れました、それぞれの住宅をつくつてきたわけでありまして、いままでの実績からいひましても、現在の政府施策による、三十六年から四十五年までを十年計画としまして、七百八十八万戸を達成したいという考えを、たびたび申し上げておるわけでありまして、その伸び率をずっととつていきますと、三十六年が一・三、三十七年が七・九、三十八年が八・三、三十九年が一・四、四十年が七・六、これでいきますと、いままでの平均が九割ぐらいになると思ひます。いままでの伸び率でいきますと、三百万戸以上とするのに少し足りないことは事実であります。そこで、四十一年以降においてはもう少し馬力をかけまさんと、国が三百万戸以上つくるというまじきまさんと、三百万戸以上の実績はむずかしいといふやうな感じでありまして、これはわれわれといたしましても全精力を傾けて、あるいは与野党の力を一致させまして、このパーセンテージを上げることに努力を尽くしたい、こう思ひます。そうしますれば、いままでの民間の実績は大體八割ないし九割のところまで伸びておりますから、そこで政府施策住宅を、いまの平均の九割を、四十一年以降一〇〇程度までに上げますと、この問題は解決できる、こういうことで、見通しは決して暗くない、こう思つておるわけであります。

○貴川委員 ちょっと大臣と観点が違ふのです。というものは、大臣のは、たとえ住宅金融公庫の金を借りてもその返済能力のある者、それから一定の金額を家賃として払える者については、おっしゃるやうに、今後五年くらいたてばある程度所期の目的を達するかも知れません。しかし、現在の公団住宅などを考えましても、あの家賃すらも払えない低所得者があつて、あるいはまた、金を借りて家を建てたいけれども、返済能力がない、あるいはまた、融資の条件を欠いておるというやうな人たちが、現在何百万まだ残つておるわけですよ。こういうやうな人たちをどうするかという問題なんです。いままでの方式でいけば、先ほども申しましたやうに、一定の家賃を払える能力を備えた人、一定の融資を受けて、それを十年なり二十年なりの年賦で償還できる能力のある人たちに、住宅を手に入れるチャンスがございまして、しかし、それを持っていない低所得階層といひますか、ボーダーラインといひますか、そういうやうな人たちの住宅問題をどうするか、したがって、いままでの方式では、この一定のレベル以下の人たちに對しては住宅が与えられないのではないかと。いわゆるスラム街を構成する以外に、そこで生活する以外にないものではないか。社会的にいふなら、そういう社会的なごみ捨て場を、政府は除去する決意があるかどうか。あくまでスラムはスラムで、社会的な落後者なんだから、あれはあつてもしかたがないんだ、あたりまえだといふお考えなのかどうか、その点お伺ひします。

○小山国務大臣 これも、この委員会たびたび事務局から御説明したと思ひますが、住宅に困つておる人たちの所得階層を調べると、たとえば月収三万円以下なら三万円以下の階層、三万円から五万円の階層、五万円以上の階層と分けますと、正体三分の一見当つてゐる。それに合はして、たとえば公営住宅は年度間において三分の一をつくる目標にしよう、あるいは公団住宅は三分の一を目標にしよう、民間住宅をどうしようといふやうに持つていっておるわけでありまして、したがって、そういう意味では、いわゆる低所得者層

の場合にも、これは援護家庭の場合は別でありませんが、一定の、二千元かそこらの家賃を払える人たち、こういう人たちのためには、公営住宅をふやしていけば、その問題は四十五年までには解決する、こういうような見通しのもとにやっております、ということをお願いしたわけであります。

〔廣瀬委員長代理退席、委員長着席〕

○實川委員 私、具体的な数字を持ち合わせませんので、はっきりしたことは申し上げかねますが、かりに三万円以下の月収といった場合にも、これもピンからキリまであるわけです。したがって、そういう三万円以下の人たちの中には問題があるわけです。それからもう一つ、東京とか、その他の都市でも大体似たような形になっておりますが、せんだつても申しました、木造アパートのたがた住宅に住んでおる人口が相当多いわけです。その人たちも、いつかは政府施策の中に組み入れられて、うちを持てるような時期もあらうと思ひます。しかし、あの中には、やはり持てないような人たちも相当含まれておる。したがって、こういうようなものについての対策というものが、従来の住宅政策ではあまりはつきりしてないし、全然やらないとは申し上げませんが、きわめて微々たるもので、言うならばスズメの涙みたいなものじゃないかと思うのです。したがって、いままでのところは、解決しやすいものから解決してきた。今後に残されておるものは、非常に解決困難な、条件の悪い人たちが残っておるわけでございます。したがって、いままでの方式では解決されないし、この際、抜本的に問題を解決するということになるならば、いままでの方式を改めないと、住宅問題は最終的には解決しないのではないかと私は思うのです。この点、くどいようですが、もう一回御答弁をお願いしたい。

○小山国務大臣 今度は、その一番低い層の人に焦点を合わせてお話をしますと、一番低い層というのは、大部分は援護家庭だと思ひのであります。援護家庭の場合には、一方において公営住宅をつくりましてそこに入ってもらい、そうしてそ

の家賃は援護費で出てくるわけですから、したがって、公営住宅が予定どおりつくられていけば、これらの方々も、その家に入り、かつ家賃は援護費によって支払っていく、こういうことが可能になってくるわけでございますので、そういう施策を進めておる、こういうことを申し上げたわけであります。

○實川委員 以上で終わります。

○森山委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十二分散会

昭和四十年四月十二日印刷

昭和四十年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局